

## 令和元年度 第1回 徳島県障がい者自立支援協議会 議事録

1 日 時 令和元年7月31日（水）午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県庁11階1104会議室

3 出席者

委 員

堀本孝博会長，島 義雄副会長，大下直樹委員，久米清美委員，久米川晃子委員，  
佐河勇気委員，松下義雄委員，森泉摩州子委員，森下明実委員

関係部局及び事務局

障がい福祉課3名，精神保健福祉センター1名，発達障がい者相談支援センター1名，  
東部保健福祉局1名，南部総合県民局1名，西部総合県民局1名，特別支援教育課1名，  
障がい者相談支援センター3名

4 会次第

i 開 会

ii 挨 拶

iii 議 事

- (1) 各部会の開催状況について
- (2) 徳島県発達障がい者総合支援プランについて
- (3) その他

iv 閉 会

【配付資料】

資料1 人材育成部会報告

資料2 地域自立支援協議会推進部会報告

徳島県発達障がい者総合支援プラン（第2期）概要版

5 議事内容

※ 障がい福祉課長より挨拶

障がい福祉課及び障がい者相談支援センターより資料1及び資料2に沿って説明。

(会長)

審議に入る前に，資料2の推進部会の報告になります，「行動障がい者支援に関する提言書」についての取り扱いでございます。美馬市・つるぎ町の自立支援協議会の方から提言がありました。その宛名が当協議会になっております。「徳島県障がい者自立支援協議会」という形になっておりますが，地域自立支援協議会推進部会設置要領の第1条の活動とか，第5条の課題別検討会議の趣旨から，議論の性格上，推進部会の方で協議するのがいいのではないかとということで，部会長の判断で，

先に推進部会において協議させていただいたところでございます。資料2の報告にありましたように、引き続き推進部会で協議を行うこととし、その内容については、随時当協議会に報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします

それでは、議題1について、ご質問等ございますか。

(委員)

全体を通して少し意見を述べさせていただきます。相談支援従事者研修、また、サービス管理責任者養成研修ですけれども、カリキュラム改定にあたっては、人材の質の確保であるとかを目的に、かなり時間を拡大して研修を実施していかなければならないカリキュラム案となっており、相談支援従事者につきましては、これから地域生活支援拠点を含めて、地域の障がい者支援の核となる人材でありますので、これらの研修については、しっかり国の方のカリキュラムに沿った形で、継続して行われるようお願いをしたいと思います。

また、そこで主任相談支援専門員の養成につきましても、次年度、国からの提案もされていることですので、これもあわせてよろしくお願いしたいと思います。

それと、地域生活支援拠点整備につきましても、まだ整備はされていないんですけれども、昨年12月、都道府県ブロック会議で、私の方から実践報告をさせていただきました。今、板野郡でも実際に整備に向けての話し合いを始めたところなんですけど、話し合いの前提として地域生活支援拠点自身がどういうふうなものなのか、どうして、その5つの機能の整備をしないとイケないのか、整備して今の支援がどういうふうになるのかも、基本的なことがなかなか、市町村の方はイメージできないようです。いろんな質問を聞いているのが、そういう基本的な内容です。ですから、基本的なことの内容をしっかりと理解できるような形を作っていくと、なかなか整備についての体制が動いていかないのではないかと考えておりますので、是非、研修の機会の提供とそれから協議が始まった段階で、県の職員に実際に協議会に入っていて、いろんな質問にも回答いただいてフォローアップしていただくような形が、より整備を加速するのではないかと考えております。

それと、医療的ケア児の支援体制なんですけど、医療的ケア児につきましても県の方でも医療的ケア児等支援検討会議の開催をしていただいて、整備にむけた取り組みをしていただいております。この会議の中で何度か私の方からご意見させていただいたかと思いますが、医療的ケア児は、幼稚園、学校に入る時に受け入れ体制がなかなか十分に出来ていない、その中で、家族の方との意見の不一致というふうなことが、現状として起こっているように思います。そのようなことも踏まえて、ぜひ学校で受入体制の現状、整備、また、連携について協議ができるような場、入学時の支援検討会議でも結構ですので、そういう場で検討して協議をしていく必要があると思っております。どうしてこういうことを言うのかというと、先日、今度小学校へ上がる、重度の医療的ケア児のお母さんが進路決定についての教育委員会とのやりとりについて、非常に絶望したとの相談をされておりました。このお母さんは、幼稚園に入る時にも教育委員会の受け入れについて話をして、その時も教育委員会の方から看護人材の確保であるとか、配置、また、予算の面からの受け入れについて、ちょっと現状として難しいということを言われ、また小学校に上がる段階になって、障がいは重いけれど、なるべく、障がいのない子ども達と一緒に学ばせたいというお母さんの思いに対して今回の教育委員会との話しについても同じような回答だったということがありました。以前となにも変わっていないということで、お母さんとしては、子どもの存在を否定された差別的な態度に、幼稚園、小学校について、また教育委員会について、これまでも味わったことのないような、絶望、

無力感を感じたと話しをされておりました。この受け入れについても、厚労省の方からも平成 28 年度の 6 月に医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育などの連携の一層の連携の推進であるとか、その中で連携体制をしっかりと作っていくということ、それから平成 31 年 3 月にも文科省の方から学校における医療的ケアの今後の対応について緊急の報告を求め、通知を出しておるかと思うのですが、その中で触れております通り、可能な限り障がい児が障がいのない子と一緒に学べる教育を受けられるように配慮するということが、医療的ケア児が安全に且つ安心して学ぶことができるように、医療的ケアを実施する看護師の配置、また、活用について計画的に進めていくというふうなこと、それから、進路決定にあたっては本人、保護者に対して十分な情報提供を行なって、可能な限りその意向を尊重、また、教育支援、相談機能も含めて合意形成のプロセスをしっかりと丁寧にするというようなことがその内容に書かれているかと思えます。この辺につきましても、県の方も含めて支援体制の構築にあたって、市町村の方もしっかり連携をお願いしたいと思っております。また、家族の方との合意形成につきましても、より丁寧に意見の相違が出ないような感じでの取り組みが必要ではないかと思えますので、これも合わせて意見させていただきたいと思えます。

(会長)

今の件について 3 点程あったかと思えます。特に人材、相談支援専門員の研修のこと、地域生活支援拠点の市町村への研修、医療的ケア児の学校教育との連携について、県の方から何かございますか。

(障がい者相談支援センター)

相談支援専門員の研修のことについては、相談支援従事者研修と、サービス管理責任者研修について、近年大きなカリキュラムの変更・拡大があるということで、研修の講師等をお願いしている事業所の方々のお力をお借りしながらワーキンググループを立ち上げて、研修の中身について検討をさせていただいているところです。国の研修の方へも、事業所の職員と県の担当者を、県の方から毎年派遣させていただいておりました、国から伝達されたカリキュラムをなるべく早く県の研修内容に反映出来るように努めております。カリキュラムが拡大されるので、予算も以前よりかさんできますが、予算の確保に努めたいと思えます。新しい主任相談支援専門員研修についても、来年度から始める予定ということで、予算の確保も中身の検討もこれからですが、しっかりやっていきたいと思えます。

(会長)

地域生活支援拠点の整備について、何かありますか。

(障がい福祉課)

先程も申し上げたのですが、拠点を整備するために、一刻も早く研修会をこちらのほうから開くというのは大事だと思っておりますので、早急に内容等を確認して、〇〇委員さん等にも相談しながら進めてまいりたいと思えますのでよろしく申し上げます。

(会長)

医療的ケア児の方はどうでしょうか。

(副会長)

私も県の医療的ケア児の検討委員会の方に参加させてもらっています。〇〇委員さんも毎回そういう部分では、整備に関する部分とか、サービス、レスパイトに関する部分とか、実際にケアに携わってくるといふか、ライフステージに沿う部分では、地域の声を反映させる形で提言もして下さっていますけれども、今言った、NICUで例えば大学病院等から地域に帰る部分で一つのステージがあって、次に保育所とか幼稚園とか学校教育でも出てくるかなと思うんですが、とりあえず、会が発足して未就学児が対象になっていたところが多いかなと思います。それを今整備もされていて、先程事務局がおっしゃったように、今年度からコーディネーター養成の部分でも研修を進めていって、地域でそれが活用できるようにということで進んでいるので、次回は、会開催の時に教育関係の方々も来て頂くと、できれば保育の方も参加願って一緒に検討する場があってもいいんじゃないかな、という部分は感じました。そういう部分では一体的に進めていくということと、それぞれのライフステージの上なので、それぞれのステージにあったような形での会で進めていったらひとつずつクリアしていく部分もあるかなと思いますので、また、〇〇委員、よろしく願いいたします。学校教育の方の関係で、教育委員会の方から何か情報提供していただけることがあればお願いします。

(特別支援教育課)

医療的ケアが必要な児童生徒は、現在増加しており、特別支援学校の児童生徒数は988名なんですけども、そのうち277名、28パーセントの児童生徒が医療的ケアが必要とされています。特に、板野支援、鴨島支援学校については、全体の約半数以上が医療的ケア児童生徒であり、特別支援学校の方でも喫緊の課題となっております。県立の特別支援学校は、9校2分校あるんですけど、20名の看護師さんを配置して医療的ケアの看護にあたっている状況です。市町村の方につきましては、もし看護師さんを雇用した場合には、費用の3分の1を国が補助する制度がありますので、そういった制度については、市町村のほうへ情報提供させていただいています。先程、委員さんからご指摘がありましたように、障がいの重度化と、在宅医療の進歩によって、たんの吸引、導尿等の医療的ケアを必要とする児童・生徒が非常に増えているということは、喫緊の課題として教育委員会としても把握しております。

(会長)

学校教育の連携というのは、当然大事になっていこうかと思えます。障がい福祉、教育委員会、市町村等との連携により、就学の確保を進めて行ってもらいたいと思います。

他に、議題1についてご質問等ございませんか。

(委員)

行動障がい者に関する提言書のことですが、これについては今後推進部会の方で検討されていくということですが、私、今、精神科病院の方で勤務していて、知的障がいの方、行動障がいの方はたくさん入院されています。実際、退院促進をしようとしても、入所施設の方の受け入れは難しいということがあって、病院側としては、どういうことが理由で受け入れが難しいんだろうかと考え

たりもします。今だったらこの提言書の中では、受け入れのみに着目するのではないと書かれながら、通所の地域のサービスを中心に考えていくのかなと思うんですが、入所施設の方にも検討してもらえたらと思うのと、精神科病院の方で、また、他の病院でもノウハウを持っているのかなと思うので、一緒に検討ができればよいのかなと思いました。

(会長)

今の強度行動障がいへの支援に関してということなんですが、実は推進部会の部会長でもありますので、これについて今後、どういう形で提言に対応していけばいいのかということ部会としても検討して、結果がでるかどうかわからないんですがその辺は進めていきたいと考えております。

今おっしゃっていただいたように、地域の支援だけで終わるものではなく、施設の体制とかそういう部分まで踏み込んでいかなければならない部分もありますので、先程も申しましたように推進部会で議論して、当協議会の方に返していきたいと思うのでよろしくお願ひします。

(委員)

強度行動障がいの方についての意見が出たんですが、強度行動障がいの方が徳島県内にどの程度おいでて、何処に住まいして、精神科病院がどれ位受け入れていてというふうな、実態の把握ってというのは進んでいるんでしょうか、あるいは、あるのでしょうか。

(障がい福祉課)

強度行動障がいがどういうものっていう、例えば手帳に記載があるとか、そういう具体的な決まった指針などがなくて、現時点では県の方では把握していない状況です。研究している大学の先生においても、療育手帳A判定の何パーセントというような研究から出た数値があるみたいなんですけども、当てはめて県内には何人くらいという、心理職の方がはじき出していた数字を聞いたことはあるんですが、明確に何人という数字は県の方では持ち合わせておりません。

(委員)

定義が明確でない中でこういう提言が出されたということですかね。まあ、実態としてということですかね。

(会長)

特に児童において、在宅で生活をされている、ある意味で行動援護を利用されている方が、児童においては強度行動障がいになるのかなと思ひながら、施設に入所されている児童の方も数字がどの程度になっているか、その辺の調査はされていないと思ひます。大人の方についても、同じように行動援護のサービスを使っている方、と同時に施設に入所されていて行動障がい強い方をどの程度利用可かというのは、僕も心理職でないのだからわからない部分があるので、その辺を今後推進部会で定義付けはできるかどうかわからないんですが、どこかで線引きは必要かなと思ひます。

(委員)

必要ですよ。実態が明確にならないと、対策をたてるにも的を得ていないところが出てくるのかもしれないと思ひますので、まずその、障がい支援区分の認定調査の中の調査項目が様々ありま

すけど、そのうちのどれとどれに該当していたら強度行動障がいの対象となるのではないかとか、仮の定義付けみたいなものも含め、徳島県内でも実態調査をしてもらいたい。私は弟自身も知的障がい、強度行動障がいまでもいかないとしても、重度と認定されています。たくさん見てきている中に、親が元気なうちは家でみたい、と頑張っている親御さんが結構おいでるんですが、その子の行く末、最終的にどのようにってところを、不安も片一方で感じながら、だけど、施設にはなかなか馴染めないというところから抱え込んでおられる方がおいでます。そういった方たちの安心につながるような施策が必要になってくると思います。是非、まず、その調査あたりから取り組んでいけば、何かこの提言に対して具体的な動きになっていくんじゃないかと感じましたので発言しました。

(委員)

今の強度行動障がいの方の受け入れも含めてなんですが、地域生活支援拠点で課題に出されている、緊急時の受入対応、ここはたぶん徳島県だけでなく、あちらこちらの都道府県とか、私のいた大阪府とか、一番の課題になっています。もう既に、ショートは満床状態になっている中で、強度行動障がいの方を受け入れて貰えるんだろうかという不安が、美馬市とつるぎ町の提言も、ここが一番非常にしんどいんじゃないかなというのがあるかと思います。国も、地域生活支援拠点は、緊急時に受け入れて、1日でも、3日でも、5日でもとなってるんですけど、推進部会でも一番これから、丁寧に取り扱っていく必要があるのかなと思います。8050じゃないですが、結局障がいのある方、重い方は、また在宅に戻って、親御さん達が非常にしんどいという、これの繰り返しになる。その状態を一番心配されている提言かなと思います。非常に難しい。今ここで何か回答があるということもないのですが、この提言については、拠点を つくるにはどうしたらいいかという根幹のところかなと感じますので、推進部会は本当に大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

今、地域生活支援拠点が、重い障がいのある方々の受け入れ拠点にもなるだろう、ということなんですけども、すみません勉強不足でこの地域生活支援拠点っていうのは、その、受けた事業所等に予算措置っていうのはあるんでしょうか。ちょっと教えていただけたらと思います。

(障がい福祉課)

今のところ地域生活支援拠点の機能強化ということで、5つの機能になぞらえて、平成30年度の報酬改定の時に加算等が設けられています。相談機能の強化加算ですとか、体験利用加算ですとかですが、今申し上げたものは地域生活支援拠点が整備された後しか加算が取れない。それ以外では、緊急時の受け入れ機能強化ということで、短期入所受け入れ加算ということと、人材養成については、強度行動障がい養成研修事業の加算。これは現状でも利用できます。

(委員)

ありがとうございます。徳島県では、今のところ整備はゼロなんですね。

(会長)

徳島県では、令和2年度末までに21市町村が整備予定ということですね。状況を確認しながら見守っていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。  
そうしましたら、次に議事の(2)「徳島県発達障がい者総合支援プランについて」、説明をお願いします。

※ 発達障がい者総合支援センターより同プラン概要について説明

(会長)

ありがとうございました。では、この件について何かご意見はございますでしょうか。

(委員)

様々な相談にのる中で、増えてきているなど感じるのが、いわゆる大人の発達障がい、大人のというよりも、もともと本来的に持っておられた方が、そのまま大人になって成人期を越えて高齢期にさしかかっているというふうな方も含めて、そういった方の支援をどうしていけばいいのか、介護保険における要介護認定等にもあたらない方に対し、どのような支援をしていけばいいのか。といっても、生活に困難を抱えておられ、支援していたお父さん、お母さんも高齢になって亡くなったりしている場合とか。私の今支援している方も、お母さん90代、息子さん60代、息子さんにそういった障がいがある。そういった相談もハナミズキさんの方で受けていただいて、具体的な支援に向けたコーディネートをどこまでしていただけるのかな、というところが一番期待値も大きくなる場所なんですけれども。

(発達障がい者総合支援センター)

おっしゃる様に、幼・小・中・高・大学、高校卒業して、社会に出たり大学に進んだりというところで、障がいに気付いて相談される方も沢山いらっしゃいますし、発達障がい者支援法が、平成17年施行と比較的新しい法律で、それまで制度のはざまにあった方が、サービスの対象として位置付けられたと。ただ、発達障がい者の手帳制度というのが有りませんので、実際にはどれ位の方がいらっしゃるっていうのは、特別な数字っていうのはもちあわせてないんですけども、相談があった場合には、センターには心理士、保健師、保育士、専門職がおりますので、それぞれ個別相談ということで、本人、あるいは家族や親権者の方、働いている方でしたらその会社の方からの相談というのがありますので、その方からの相談を受けて、当事者の場合でしたら、少しずつ就労に向けた本人の要望がありましたら、就労準備支援という当事者の、グループ作業の事業を進めながら、ある程度ステージが進みましたら、今日いらしている障害者職業センターにつないだり、ハローワークなりにつないで、次のステージをということで、切れ目のないライフステージを通じた相談ということで様々な関係機関と連携しながら、相談を進めていっておりますが、まずは当センターが今は基幹となって相談を受けておると。ただ、すみません、国の方針としては、できれば各都道府県の発達障がい者支援センターは専門的な支援に特化しなさいと、住み慣れた地域で一義的にまずは市町村であるとか、そういったところでの相談をこなすという姿が望ましいということで、私たちが先程お願いしましたアンケートなども、支援者支援のための事業ということで、できるだけ相談件数が増えている中で、専門相談に重きを置いていける様な体制作りに向けて、課題に取り組んでいるところです。

(委員)

ありがとうございます。基本理念に沿った政策展開をしていただけたら。特に災害時の支援体制構築は大切なところだと思います。

もう1点、情報提供というか、私、徳島県の若年性認知症支援コーディネーターとして動いているんですけども、フロリダ大学が行なった調査、若年性認知症という65歳未満で発症した認知症の方たちに対して特に呼ばれているものなんですけども、フロリダ大学が調査した結果、そう診断された症例のうちの16%~17%が、実は誤診であって発達障がいであったという結果がでています。50代後半、40代、もう50に差しかかる頃、そういった年齢の方というのは職場でもある程度の役職についたりとか、いろんな付加的な仕事ができてきたりして、ストレスが大きく係わる、その方が元々持っていた発達障がいの素養はあったんだけど、うまく社会の中で機能してたのが、既値を超えると自分のキャパを超えた段階で現れてくる発達障がいの行動っていうのが、認知症と誤診されるような行動であって、うつ症状をもあわせて出てくるかと思うんですけども、そういったことがひとつ調査でもできています。そういうふうなことも踏まえた支援というのが、そうじゃないよという辺りも相談させていただいたら、実は若年性認知症じゃないよということにつながっていくのかもしれないと思いますので。

(発達障がい者総合支援センター)

専門的な医療機関の確保ですとかが必要だと思うんですけど、私たちのセンターで、小松島のハナミズギゾーンの中のひとつで、徳島赤十字ひのみね総合療育センターとは、医療との連携もさせていただいて、診療枠を作っていたらいいんですけども、当センターの相談の場合、医療的な診断がついている、ついていないにかかわらず、まず、困り感がある方は受け入れるということで進めておりまして、必要な方は医療機関にも紹介すると、医療機関のリストとかも作らせていただいておりますので、そういったものを使ってやってまいりたいと思います。

(委員)

大人の発達障がいは、診断が難しいなと感じているところをお話させていただきました。

(会長)

他に何かありますでしょうか。

それでは、議事「(3) その他」に移ります。何でも結構です。いかがでしょうか。

(委員)

障がい者就労支援協議会の理事をさせていただいておりますので、就労面についてお話をさせていただきたいと思います。県でも工賃向上の取り組みにつきましては、協議会と一緒に県のご支援をいただいて、19年度から工賃向上に向けて取り組みを進めており、おかげで現在全国2位なんですけども、今一步のところでなかなか1位に届かないと。そういう中で、取組のひとつで大事なのが、優先調達推進法の取組です。県を挙げて今、一生懸命していただいているんですけども、今年もちょっと回らせていただきましたが、市町村によっては、まだまだ意識の面での温度差がありまして、県の方の思いと市町村とはちょっと意識がまだ十分でないところを感じられます



ので、その辺のところを含めて、市町村への働きかけをお願いしたいと思っております。まだ市町村の調達実績につきましては下から数えた方が早い様な現状がありますので、その辺を着実に少しでも伸ばしていけるように、ちょっとお願いをしたいと思えます。後、こういう取組が、障がい者の方の地域生活を支える基本となる、経済的な自立に向けての柱になるんだという思いを、市町村の方にも是非、思いを一緒にしていただいて、ご協力いただきたいというふうに考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

(障がい福祉課)

昨年度以上の優先調達を行っていくということで、副知事を筆頭に取組を進めているところでございます。おっしゃっていたように市町村が非常に課題でございまして、今年度は特にそこに力を入れていくこととしております。また、保健福祉部挙げて市町村に働きかけを行っていくこととしております。

(副会長)

先程の発達障がい者の支援ですけれども、障がい者支援をやっていて、地域で非常に、こう件数も右肩上がり、忙しいと思うんですが、時と場合によっては、要請があったら一緒に出掛けて行って、その方のお宅に伺うようなタイミングももちろんいるんですが、なかなかこう一步アクションを踏み出しにくい。そういう部分は一緒にタイミングをみて同行願えたら、少し穴を開けていける部分があるかなと思うので、できたらご検討願えたらなと思えます。今もやってくれているのですが、忙しいので、我々としても頼みにくいところもあつたりするので。

(発達障がい者総合支援センター)

これまでの原則として、いらしていただいて相談ということで、訪問はほとんどしていないという状況があるんですけども、ご意見お伺いしておきます。

(副会長)

是非お願いします。

あともう1点、サービス利用計画なんですけど、今、圏域内で充足していくというか、圏域内にお住まいの方については、その圏域内の相談支援事業所というか専門員がプランの作成にあたるということが、だいたい定着しつつあると思えます。その中で言うと、絶対数としたらサービス利用者の数が、右肩上がり、推移しているという部分があつて、相談支援専門員さん、作成する側の人数が圧倒的に少ない。一人が持つ件数っていうのが200とかっていう膨大な数字、これは本来のプランの示すところの意図に当てはまっているかといえ、きめ細かな寄り添った部分でのプランの作成に全然繋がっていない。数をこなすのが精一杯という状況にあるのが現実かなと。これについては事業所が増えないとどうにもならない。相談支援専門員の養成は毎年出来ていっているのだけど、それをやってくれる事業所がなかなか新しく加入してくれてきてないというのがあると思うのですが、その辺りに対するなにか、県としても、取組をしていかないと本当に今やっているところが疲弊して、パンクしてしまいます。厳しい状況にあつてパーンアウトしそうになりながらやっている悪循環の構図になっていて、利用者もたらい回し的になってきて、何か所か回ったんだけど、どこも手一杯で受けてくれないということがあつたら、それを断つたらこの方はサービスを受

けられない、それで仕方なしに、それじゃあやりましたよかっていうことで受けて、また数が増えたと。そういうような悪循環になって、モニタリングも十分にできないし、立案の内容自体も疎かになっていることがたくさんある、その方の望む暮らしが、それに現れてきてるかという、なかなかできていないと思うんです。適正な数で対応していくことを考えていかないと、何のためのサービスのプラン作成かっていうのが、本末転倒になっていくと思うので、その辺りに対して、今、急にどうこうはなかなか難しいかと思うのですが、その辺りを想定して取組の方を始めていかないと、後手に回りすぎるのではないかと思うのでよろしくをお願いします。

(障がい福祉課)

すぐ今、お答え出来る状況にありませんが、実態についてはよくわかりました。県の方も徳島県障がい者施策基本計画に基づいて施策を推進しているところで、来年度見直しを控えております。課題を洗い出して、どういう改正ができるか検討していきたいと思います。

(会長)

古くて新しい課題です。どうぞ検討よろしくをお願いします。

他にございませんか。それではこれで議事を終えたいと思います。

以 上